



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年3月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランドN e w佐久店

佐久市佐久平駅南25番3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称の変更

(変更前) (仮称) YAMADA w e b . c o m佐久本店

(変更後) テックランドN e w佐久店

4 変更した年月日

令和5年2月23日

5 届出年月日

令和5年2月28日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年3月9日から令和5年7月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年3月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハイランドシティ松本

松本市双葉358-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
三井住友信託銀行株式会社	橋本 勝	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
三井住友信託銀行株式会社	大山 一也	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社田多井薬局	田多井 健介	松本市中央一丁目19番18号
エステールホールディングス株式会社	丸山 雅史	東京都港区虎ノ門4-3-13
株式会社タカキュー	大森 尚昭	東京都板橋区板橋三丁目9番7号
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市曉町一丁目32番13号
株式会社ツツミ	互 智司	埼玉県蕨市中央四丁目24番26号
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1
有限会社寺島	寺島 寿一	松本市豊丘1177番地16
有限会社シーポート・カンパニー	塚田 浩二	長野市安茂里小市三丁目30番24号
株式会社金久	鈴木 文彦	安曇野市明科中川手3734番地
株式会社かめや	亀原 和成	諏訪郡原村11122番地1
キンバレー株式会社	岩坪 謙吉	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
有賀 純子	—	塩尻市大字広丘原新田234番地19

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社田多井薬局	田多井 健介	松本市中央一丁目19番18号
エステールホールディングス株式会社	丸山 雅史	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市曉町一丁目32番13号
株式会社ツツミ	互 智司	埼玉県蕨市中央四丁目24番26号
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1
有限会社シーポート・カンパニー	塚田 浩二	長野市安茂里小市三丁目30番24号
株式会社金久	鈴木 文彦	松本市大字島立828番地
株式会社かめや	亀原 和成	諏訪郡原村11122番地1
キンバレー株式会社	岩坪 謙吉	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
有賀 純子	—	塩尻市大字広丘原新田234番地19

4 変更した年月日

令和2年6月30日ほか

5 届出年月日

令和5年2月28日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年3月9日から令和5年7月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和5年3月9日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の名 称	調査を行った時 期	成 果 の 名 称	調査を行った地 域	認 証 年 月 日
伊那市	令和2年から 令和3年まで	地籍簿及び地籍図	荒井、西町の各一部	令和5年3月6日
下水内郡栄村	平成27年から 平成29年まで	地籍簿及び地籍図	大字堺の一部	令和5年3月6日
駒ヶ根市	令和元年から 令和3年まで	地籍簿及び地籍図	飯坂一丁目、飯坂二丁目 の各一部	令和5年3月6日
千曲市	令和2年から 令和4年まで	地籍簿及び地籍図	大字磯部の一部	令和5年3月6日
北安曇郡白馬村	令和元年から 令和4年まで	地籍簿及び地籍図	大字北城の一部	令和5年3月6日

農地整備課

公告

県営中新田地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和5年3月9日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営中新田地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年3月10日から令和5年4月7日まで

3 縦覧の場所

諏訪郡原村役場

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年3月9日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画公園 6・5・2号 南長野運動公園

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年3月9日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

岡谷都市計画用途地域

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び岡谷市役所

都市・まちづくり課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。なお、当該試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

令和5年3月9日

長野県知事 阿部 守一

1 試験の期日、時間、試験地、試験会場及び科目

(1) 二級建築士試験

期日及び時間	試験地	試験会場	科目
令和5年7月2日(日) 午前10時10分から午後 5時20分まで	長野市	長野ターミナル会館 (長野市中御所岡田178-2)	学科 建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
令和5年9月10日(日) 午前11時から午後4時 まで	松本市	松本市勤労者福祉センター (松本市中央4-7-26)	設計製図

(2) 木造建築士試験

期日及び時間	試験地	試験会場	科目
令和5年7月23日(日) 午前10時10分から午後 5時20分まで	松本市	信州大学松本キャンパス (松本市旭3-1-1)	学科 建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
令和5年10月8日(日) 午前11時から午後4時 まで	松本市	信州大学松本キャンパス (松本市旭3-1-1)	設計製図

2 受験申込手続等

新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとします。

(1) 受験申込受付期間

令和5年4月3日(月)午前10時から令和5年4月17日(月)午後4時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込みください。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、令和5年4月10日(月)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部(東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 電話050-3033-3822)に申し出てください。

(3) 受験票の交付等

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として、令和5年6月16日(金)頃から、受験申込手続完了後に利用できる受験者専用のページにおいて交付しますので、必ず印刷した上で試験場に持参してください。

3 合格者の発表等

合格者等の発表は、次の表の期日に、合格者の受験番号を公益社団法人長野県建築士会本会に掲示するとともに、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。なお、合否の判定結果は、受験者に通知します。

	合格者等の発表日	
	「学科の試験」	「設計製図の試験」
二級建築士試験	令和5年8月21日(月)(予定)	令和5年12月7日(木)(予定)
木造建築士試験		

4 その他

- (1) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出てください。
- (2) この試験について不明な点は、公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部(東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 電話050-3033-3822)に問い合わせてください。

建築住宅課

正 誤

令和5年2月27日付け長野県長野建設事務所告示第4号「道路の供用開始及び関係図面の縦覧」中
ページ 行(箇所) 誤 正
3 下から4 令和4年 令和5年

道路管理課

令和4年7月11日付け長野県規則第46号「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則」中
ページ 行(箇所) 誤 正
19 19 貸借対照表 貸借対照表
23 (別表第1) 中 法面(のり 法面(

砂防課